

書評

高田信敬 著

『源氏物語考証稿』

加藤洋介

本書は紫式部学会の編になる『むらさき』に掲載された論考を中心とする第一部「言葉と制度」と、同じく紫式部学会編の「古代文学論叢」の諸編に発表されたものを中心とする第二部「典籍踏査」、および第二部に関連する二書の翻刻・対校を付する「資料篇」とから成る。まずは目次によって、本書の全体像を俯瞰しておく。

第一部 言葉と制度

- 第一章 侍従の場合—官職が語るもの—
- 第二章 按察大納言—権力からの距離—
- 第三章 后妃の呼び名—物語の歴史性—
- 第四章 非参議の四位どもの—中の品の父親—
- 第五章 蔷人より今年かうぶり得たる—巡爵の話—
- 第六章 御息所御輿に乗り給へるにつけても—大臣の女、斎宮の母—

- 第七章 宮のあひだの事—官僚の言葉—
- 第八章 母后の地位—澤標箋注—

第二部 典籍踏査

- 第一章 小さな窓から眺めた源氏物語—古筆切二題—
- 第二章 『弘安源氏論議』異解—通説の再検討—
- 第三章 河海花鳥抄出—宗碩古典学の始発—
- 第四章 源氏男女装束抄—宗碩の古典学—
- 第五章 源氏歌詞少々—別本の一資料—
- 第六章 源氏詞知—書物の生成—

資料編

- 『源氏歌詞少々』 翻字
- 『弘安源氏論議』 簡校

第一部「言葉と制度」では、官職や諸制度、広くは有職故実の側から、これまでの源氏物語理解に疑義を提起し、諸資料を駆使した綿密な考証をもとに、源氏物語と歴史との関わりのありようを考えようとするものである。

第一章では官職「侍従」について、宇多朝から一条朝までの任官例を通して、夕霧や薰が元服直後にこの職に就いているなど、若年の侍従を登場させる源氏物語は、一条朝の大勢をふまえることを指摘する。

第二章は官職「按察大納言」について、平安時代の任官例からみて、按察使兼任の大納言が一般化するのは円融朝以降であり、かつこれを極官として大臣以上に昇進できない事例が多いことを示す。したがって桐壺更衣父をはじめとする源氏物語での按察大納言も、大臣目前というよりは、家格等の事情により大納言止まりとなる可能性を重視する。

第三章は、源氏物語では「東宮の女御」の称を天皇の配偶者にして東宮の母である女御の意に用いることを原則とするのに対し、栄花物語が同じ語を東宮妃に用いていることからはじめ、源氏物語が「女御」と「御息所」を明確な基準をもつて使い分けていることを指摘した上で、「女御」や「東宮の女御」の意味変化がすでに始まっていた中で、源氏物語はその変化以前の語法に従ってい

ることを明らかにする。

第四章は現行の源氏物語注釈書においても解釈にゆれる「非参議」について、参議昇進有資格者である前参議の四位を含まない者と規定する。その上で、宰相中将と三位中将となつた者を史上に検証し、撰閑家子弟の榮達路線が宰相中将から三位中将へと切り替わっていく時点で源氏物語は書かれており、需木巻で「中の品」の例とされる「非参議の四位」階層との際やかな対照があつたことを示す。

第五章は六位藏人が任を果たして五位を授けられる巡爵をめぐって、巡爵に到るまでの任期の問題や、巡爵に関わる平安文学の諸作品を検討し、若紫巻で登場する五位となって殿上を退いた良清が、播磨へ赴くことのできた背景を復原してみせる。

第六章は、賢木巻で六条御息所が輿に乗って参内する場面を取り上げる。源氏物語のほか、栄花物語や枕草子の用例を踏まえ、輿の使用は天皇・后・斎院もしくは斎宮に限定されるものであり、東宮の輿使用がないところからみて、かつて六条御息所が東宮妃として輿を使用したとの注釈が不当であることを明確に指摘する。また成人に近い斎宮の輿に陪乗者のあつた事例を示す。

第七章では諸注に解釈の相違がある賢木巻「宮のあひ

だの事」の理解を図るべく、古記録類に「間事」の用例を渉猟し、「東宮に關すること」の解を提示する。さらにこの解を一步押し進め、「間事」が官人の実務的文献に見出される言葉であることから、東宮後見者としての実務的な手紙と、藤壺への思いを訴える手紙とを書き分けて贈る光源氏と、それを見抜いた上で前者の手紙にのみ返信をした藤壺という、二人の間の微妙なやり取りの機微を読み取る。

第八章は冷泉帝即位後の藤壺の身位につき、物語中には「女院」の称は見えず、「中宮」や「入道后の宮」と呼ばれるものの、藤壺は女院となつたと見るべきとの解を、院司の設置や初の女院となつた東三条院詮子の事例等をもとに説く。

第九章は元服後の夕霧につき「四位になしてむとおぼし、世人もさぞあらむと思へる」とあるところ、親王の子や一世源氏にあらざる夕霧の場合は従五位下を原則とするのであって、四位直叙はありえないはずとの疑問にはじまり、文章生出身者で議政官となつた者や四位直叙の事例、撰閥家子弟の昇進の状況などを確認する。それらをふまえ「世人」も夕霧は五位から出発することを自明としており、さらにそこから四位へ上げることが予想される意との新解を提示する。

第十章は同じく元服後の六位夕霧の直衣着用参内を取り上げる。太政大臣光源氏の子息故の特別な計らいとの説を否定し、故実書・古記録等から五節における直衣参内の慣行を詳説した上で、舞姫参入の丑の日を夕霧が出席した日とする。

第十一章は尚侍玉憂の後宮出仕に際し、承香殿を玉女御と共に用している事例から始まり、諸資料によりつつ、後宮殿舎の共用は珍しいことではなく、また複数の殿舎を一人の皇妃が使用した事例があることも示す。

第十二章は、竹取物語との関連が指摘される紫上死去の場面について、物語中に示される日付の中身をどう認定するか、手紙を焼却する行為の意義をどのように認められるか、との二点から竹取物語との影響関係を認めるには疑惑が残ることを示し、また平安時代における死から葬送までの日数を検証し、十四日逝去十五日曉葬送終了と見られる紫上は不自然なものではなかつたとする。むしろ一見したところ倉卒に見える日付の背後に、光源氏がすでに十分な葬送儀礼の準備を整えていたのではないか、との読みを示唆する。

第十三章では、物語では語られないことのない光源氏の本貫を問題とし、それが大内裏の中の左京一条一坊であり、夕霧もこれを継承していたであろうことを、諸資料

の検討から示す。

第二部の「典籍踏査」第一章は、源氏物語の古筆切のうち伝為家筆と極められる大四半切の断簡と、伝為相筆古系図切の紹介と検証。

第二章は「弘安源氏論議」の成立をめぐって、東宮時代の伏見天皇をその論議の主催者とする通説に対し、再検討の可能性があることを示唆しつつ、同年刊行の二本の版本を紹介し、資料篇に翻刻を付す。なお本文系統の見通しに到らないとしつつ、三系統に大別して伝本を紹介する。「弘安源氏論議」研究の端緒と課題、また問題の単純ならざることを示す。

第三章は宗祇による『河海抄抄出』『花鳥余情抄出』の紹介と概観、およびその伝来史についての考察。

第四章は宗祇の弟子宗頃の撰による『源氏男女装束抄』の基礎的考察。師宗祇から譲られた『花鳥余情抄出』を介して成ったことを指摘し、版本諸本の紹介を付す。

第五章は梗概書『源氏歌詞少々』を取り上げ、源氏物語諸本には見られない独自異文や別本もしくは河内本に一致する事例が多く見られるという。資料篇に翻刻を付す。

第六章は源氏大鏡や源氏小鏡との類似も指摘される梗概書『源氏詞知』についての考察で、三分類した諸本の

紹介と、梗概書と古系図との交流といった背景を推測する。

第一部の諸論考で貫かれている姿勢は、源氏物語をその書かれた時代の読者の側に立って読むこと、ということに尽きるであろう。これが言うは易く、為すに難いことは、文学作品をはじめ、平安時代のみに留まらず古記録や儀式書を博搜した上で掲出されている文献資料の数々を見れば了解されよう。評者による如上の梗概は結論のみを単純に述べたに過ぎず、歴史の実相はこうした單純化にそぐわない事例をも含む。同じく平安時代といつても、その時期や時点においての変遷や特殊事例が発生することは歴史の常である。源氏物語が成立した一条朝を中心にながらも、その前後の時代の事例を見据えた詳細については、本書の用例分析に就かれたい。

各章が検討の対象としているのは、源氏物語中の一場面あるいはその中の一語であり、注釈書の解説では一項目数行が割かれるに過ぎない。しかしながらその結論を導くためには、関係する事例を渉猟し、それらをつぶさに検証するとともに、時には諸資料が直接には語らない歴史の背景を透視することも必要になる。第一部の諸編はそのよき実践例であり、中でも第五・六・十章などは源氏物語が書かれた時代の空気さえ感じることができる。

源氏物語と歴史との関わりといえば准拠の問題、それも物語の成立時より百年ほど遡った過去に時代設定がなされているという延喜天暦准拠説が想起されるところである。中世の古注釈以来、現代においてもこの延喜天暦准拠に関する研究は陸続と発表され続けている。しかししながら本書で指摘されるのは、源氏物語のそこここに窺われる当代性一すなわち源氏物語の成立した一条朝頃を反映しているとの事実である。第一章の「侍従」をはじめ、第二章「按察大納言」、第三章「東宮の女御」もそうであり、第八章の「女院」もこれに加えてよからう。本書に言及はないが、「内大臣」もその一つである。著者も促しているように、「これらのことには「もっと注意が払われてよい」（二七頁）。近代以降の准拠に関わる研究が、紫明抄や河海抄の延喜天暦准拠説の再評価から始まることは、以後の研究の方向を大きく規制しており、今もその事情は変わらない。この延喜天暦准拠のことと、本書によって示された源氏物語の当代性はいかに関わるのか、今後の研究に大きな課題を投げかけるものである。

一つ疑問を挙げておくならば、桐壺更衣の父故大納言が「たゞこの人の宮づかへのほいかなならずとげさせたてまつれ我なくなりぬとてくちおしう思くづをるな」と自

身の死後の入内を嚴命する遺言が、「それぞれの門地に応じて子女を御寝に任せしめ、また女房として出仕させ、多面的な人間関係の網を形成して宫廷と結びつき、その安定を確保する貴族社会の営為の一環」（二九頁）という平安貴族の一般へと解消できるのか、にわかには頷きえない。「むまれし時より思ふ心ありし人」だった故大納言（桐壺卷では按察使兼帶のことは語られない）が「後見」なき娘の入内を遺言するという行為には、一般的の常識を超えた意図を窺うことも可能ではないだろうか。桐壺卷は延喜天暦准拠の枠組みが明確に示されている点でもあり、源氏物語の当代性のことと併せて、なお検討の余地があると思われる。

また第二部は、単独で取り上げられることの少ない享受資料に関する諸論考である。古注釈書の活字化はかなり整備されてきたが、諸本調査などの基礎的研究の積み重ねが十分でないものはまだまだ多いのが現状である。古筆切研究の隆盛は源氏物語研究においても例外ではなく、伝為家筆大四半切をめぐっては近年の成果も見られるが、本書によってはじめて研究の端緒が拓かれたものばかりと言つてよい。

本書の観味すべきところは、先にまとめた拙い梗概にとどまらない。各章の主として扱う問題からやや逸れる

箇所や、後注に付言するところにも、摘記すべき重要な指摘がちりばめられている。たとえば夕霧の直衣参内を問題にする章では、源氏物語から遙か後代の例ではあるが、参内にふさわしい直衣を準備できない藤原定家が、「但貧乏之間無直衣」と嘆息する行を取り上げ、「貧乏」の語の比較的早い例であること、また束帯とは異なる私服ならではの経済力の差が顕れるとして、平家公達の重衡の贅沢ぶりと比較してみせるところなど、当時の世相の一面を垣間見させてくれるものとして、まことにおもしろい。ちなみにこの部分は、初出稿ではなく、本書収録に際して増補されたものである（ただし「初出一覧」は「平成一〇年一月」とするが「平成一五年一月」の誤り）。六条御息所の輿参内をめぐる考察のうちの一章として、やはり初出から増補されたところでは、輿の不快さを窺い知ることのできる古記録の例を引く。これも源氏物語から遙か後代の例を含むが、我々には現実感に乏しい輿という乗り物について、当時の人々の息づかいが時代を越えて伝わってくる。ほかにも、用語法の差から大鏡や栄花物語に仮名書き史書としての性格を見出すところ（六七頁注¹⁸）、「皇后」には三戻の総称としての用法があること（六七頁注²⁰）、「貞信公」に「ティイジンコウ」なる故実読みのあつた可能性を指摘する（二九八頁）

注¹⁴）ところなど味読に値する。

また古典籍に造詣の深い著者ならではの指摘も随所に見られる。藤原俊成筆補任切の真偽判定の目安（六三頁注¹、一六七頁注²³）にも同内容の指摘あり）、古系図九条家の書写年代に関する疑義（一六四頁注⁴）、物語の卷子本書写の珍しいこと（二七〇頁注⁴）、改元が奥書に反映した事例（二九八頁注¹⁶）、「在判」の文言を擦り消すこと（三〇二頁）、花鳥余情の伝本精査および関係者の伝記考証に問題山積のこと（三三七頁注⁴）などなど、こういった蘊蓄の数々も、後代への知の継承という立場から、ぜひ別途まとめていただきたいと切に願いたい。

なお補注において『思文閣_{資料}古書目録』掲出本と繋がりがあるとされる幻巻一巻は、大阪青山大学の現蔵になるものであろうし（二六一頁）、縦三〇釐以上の大四半本には静嘉堂文庫蔵の絵合巻一巻（卷子改装本）を加えうるのではないか。

本書にはかなりの誤植が存する。初出段階での誤りはほぼ訂正されているものの、近時の出版物としてはかなりその数が多い。忖度するに、「自由」（一五三頁三行目、正しくは「自由」）なる誤植から見て、入稿時の原稿をいったん機械データに読み取る作業が介在していたと思

われる。その際に類似する文字の読み誤りが多く発生してしまい、大部分は訂正されたであろうが、人間の目でそれをすべて除くことはかなり難しく、見過ごされてしまつたのである。また補注も初出稿から多く増補されているが、それにもなって本文中の注番号と齟齬をきたしている箇所も見受けられる。以下、読者が誤解に支障をきたす虞もあり、容易に想像のつく単純な誤植を除いて、注番号に關係する誤りを掲げておく。

・七八頁では注番号「8」が重出、「13」が欠、したがって後出の注8から注12までは番号が一つずつずれる。

・一六五頁の注11が本文中に該当箇所がない。初出稿からみて一五三頁一行目「一応見ておくことが出来る」の部分か。

・一六八頁注32の「注（25）参照。」とあるのは「注（29）」の誤り。

・一二八頁注13のうちの「および注（11）」は「注（12）」の誤り。

・三四四頁注17で「注（5）青柳前掲書。」とあるのは「注（15）」とあるべき。

・同じく三一四頁注22の「注（2）島崎健前掲諸論文など」は「注（21）」とあるべき。

こうした誤植以外に、掲出されている資料にも疑問がある。按察大納言の一覧のところ、藤原緒嗣は「大同三、三五」、清原長谷は「天長七、五七」、藤原在衡は「中納言正三位」ではないか。別章の三位中将の一覧でも、藤原公季は「二六」、12と13の藤原頼宗と藤原能信の年齢は逆で、頼宗「二〇」能信「一九」ではないか。

しかしながらこれらの誤りは瑕瑾に過ぎず、論旨に影響を及ぼすような質のものではない。過去の世界との対話を可能にする通路を切り拓くため、古典文学研究にはどのようなことが必要なのかという問題意識を持つ方、平安時代に限らず研究者を志す若い方達には、ぜひ本書を一読することをお薦めしたい。本書所収の諸論考が雑誌『むらさき』に発表され始めた頃、評者はちょうど大学院に進学した頃であった。年一回刊行されるこの雑誌を定期購読し、著者の考証の妙技を仰ぎ見ていたことが思い出される。

△一〇一〇年五月刊、武藏野書院、A5版、五七四頁、
一、〇〇〇円+税

（かとう・ようすけ／大阪大学）